

介護予防・日常生活支援総合事業に係る質問と回答 vol.5

平成28年6月9日現在

No.	質問	回答
1	事情により要支援認定更新申請が有効期限満了直前となり、有効期間内に認定結果がでない見込みの方の対応	認定結果が要介護又は非該当になる可能性がある方は、有効期間が満了する月の翌月の1日付けで基本チェックリストを添えて「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出し、事業対象者となっておく必要がある。
2	市外の居宅介護支援事業所へ介護予防ケアマネジメントの委託は可能か。	基本的には想定していないが、やむを得ない場合については、山形市の介護予防ケアマネジメントの考え方と手順等を的確に伝えた上で可能である。 市外の居宅介護支援事業所へ委託する例としては、①同居の夫が要介護で市外の居宅介護支援事業所でマネジメントを行っている場合、②県外の娘宅など遠隔地で一時生活している場合、③市境に居住し市外の「みなし指定事業所」のサービスを利用しており、事情により同一法人内の居宅介護支援事業所によるマネジメントが適当と判断される場合などが想定される。
3	日割請求をすべき人の給付管理票及び事業者の請求のいずれも、月額満額で提出してしまい、国保連合会の審査が通ってしまった場合、過誤申し立てが必要かと思うが、どのように対応すべきか。(総合事業のみを利用しているケースの過誤申し立て)	現行のルールと同様に、事業所より介護保険課給付係へ給付費にかかる過誤申立て依頼書を提出する必要がある。手続き後、国保連で請求取り下げが行われるので、その後、請求のしなおしを行うこと。なお、地域包括支援センターは国保連へ提出した給付管理データの修正のみで、介護予防ケアマネジメント委託料にかかる手続きはない。
4	要介護認定申請を行い、要支援の認定を想定していたが、結果非該当となった場合、遡って基本チェックリストと届出書を提出し、事業対象者とすることはできるか。	できない。 総合事業における訪問型サービス又は通所型サービスのみの利用が必要な場合は、サービス利用前に基本チェックリストと届出書を提出すること。
5	住民票を移さずに県外の娘宅等へ身を寄せている方の介護予防サービス計画作成は居住地(県外)の居宅介護支援事業者に委託しているが、認定有効期間満了により基本チェックリストで事業対象者とする場合、基本チェックリストは委託先の居宅介護支援事業所で実施してよいか。	遠隔地居住の委託ケースの場合については、委託先の居宅介護支援事業所での対応で差し支えない。なお、委託先での対応が困難な場合は、別途対応を検討するので長寿支援課地域包括支援係まで。 なお、生活の実態のある場所に住民票をおくのが基本となるので、あわせて留意すること。